

5 福薬業発第 80 号
令和 5 年 5 月 19 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 有吉 俊二

【日本薬剤師研修センター・PECS】

やむをえない事情により研修が困難になった場合の措置について

平素より本会の会務運営にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、4 福薬業発第 543 号にてお知らせいたしました標記の件につきまして、一部改正した旨、日本薬剤師研修センターより連絡がありましたのでお知らせいたします。

今回の改正は、認定期間の 2 年目に研修が困難になった場合で、事情期間が 2 年目と 3 年目に跨る場合（別添：参考図の例 2-2）について、各年単位取得条件の免除のほかに認定期間を 1 年間延長するというものです。

なお、この取扱いは、すでに、本年 2 月以降の届出の審査に際して個々の状況に応じて対処されており、「各年単位取得条件免除等証」の交付を受けた者が、不利益を被ることはありません。

お忙しいところ恐れ入りますが、貴会会員へのご周知のほどよろしく願いいたします。